

令和7年9月5日

大阪市長 横山英幸様

大阪市障害児・者施設連絡協議会

会長 山内泰典



典

拝啓

平素は、大阪市の障がい者福祉行政にご尽力いただきましてお礼申し上げます
とともに当協議会の活動・運営にご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和8年度予算に対して、当協議会より要望書を出させていただきます。
つきましては、文書によるご回答をお願い申し上げます。

敬具

【 問合せ先 】

大阪市障害児・者施設連絡協議会 事務局

電 話 080-4760-8215

FAX 06-6815-0255

E-mail shoshikyo@ossk.org

2026（令和8）年度予算要望

大阪市障害児・者施設連絡協議会

1 物価高騰に伴う負担軽減のための財政措置に取り組んでいただきたい

長期にわたる物価高騰により、光熱水費や食材料費等の負担は増える一方であり、利用者への負担転嫁もなかなか困難である。例えば、食事提供加算は一定単位である中、米や野菜等あらゆる食材費の高騰により施設負担は著しく増大している。

また、災害・感染に対する備蓄等の物品も同様に高騰していることから、基本単価を物価スライドに合わせた上昇率に合わせることを、国や大阪府へ要望していただくとともに、補助金等の大阪市独自の措置を検討していただきたい。

2 福祉人材の確保と育成・定着について

福祉現場での人材不足は深刻化しており、通所・入所を問わず、利用者対応への加配人材を配置できなかつたり、利用定員数の減員を余儀なくされたりとサービス提供の質の低下を招く事態となっている。

障がいのある子（者）が安心してより質の高い福祉サービスを利用できるよう、人材確保及び育成・定着に向けた給付金の支給や定着支援事業や体制強化事業、家賃補助等の施策を実施していただきたい。

また、大阪市子ども青年局では令和7年度から「児童養護施設等における職員定着事業」を実施し、職員一人当たり18万円が支給されることから、同じ子どもを支援する障害児施設の職員も同事業の対象にしていただきたい。

3 障害児福祉に係る所得制限の撤廃または段階の見直しについて

障がい児が利用する障害福祉サービス利用料について、現在3段階の所得制限による限度上限額が定められており、上限額が37,200円の世帯では高額負担を強いられることから放課後等デイサービス等の利用回数を控えざるを得ないケースも生じている。保護者の所得により子どもが必要とする支援を十分に受けられないことがないよう所得制限の撤廃または段階の見直し（4,600円～37,200円の間に10,000円、20,000円程度の上限の設定等）を国に要望していただくと同時に、市独自の支援策を講じていただきたい。

また、令和5年5月18日の大阪市区会定例会で横山市長は「最優先で取り組むことは、『子育て・教育の無償化』で、大阪市では国に先駆け3～5歳児の幼児教育・保育無償化を進めてきましたが、その後、国制度が創設され、残るは0～2歳児ですが、所得制限等により、一部の子どもだけの無償という状況となっており、社会全体で子どもを育てるという観点から、所得制限のない無償化を現実のものとするべきです」と施政方針演説されたが、令和7年度予算では第2子の無償化とされ、第1子は対象に含まれていないことから、すべての子どもの無償化を令和8年度には実施していただきたい。

4 施設の感染症を理由にキャンセルをした通所施設や短期入所等の利用者

の基本報酬分の補填について

施設で感染症が出た場合は感染状況の多少にかかわらず、利用者に伝えているが、通所施設や短期入所等での受け入れは可能であることを説明しても、利用者の都合でキャンセルされる場合が大変多く収入減になっていることから、コロナ禍で適用された利用者都合での直前のキャンセルを補填できるような制度を導入いただきたい。

5 相談支援事業への処遇改善について

処遇改善加算を相談支援員へ支給することが可能となったが、他の事業に従事する支援員に支給される処遇改善加算を相談支援員に回す形ではなく、相談支援事業自体を正当に評価し、処遇改善加算を相談支援事業自体で算定されるように改善していただきたい。

6 損害賠償保険について

重症心身障害者が亡くなる原因は様々であるが、自宅や病院では責任が問われず、施設等の支援時では責任を問われるケース（朝に亡くなっていた・食事が喉に詰まった・痰吸引時に大出血を起こしたなどが想定される）では、損害賠償に対して損害賠償責任保険を利用した場合、翌年の契約時には保険料が大幅に増額される可能性が高いのが現状であり、上記によっては契約を断念せざるをえないこともある。

重症心身障害者の事故を防ぐための看護職員の配置加算など「事故前」の支援は進んでいるものの「事故後」の対応については不十分であり、施設・事業所が重症心身障害者の受け入れを躊躇する要因のひとつとなっている。

そこで、大阪市民である重症心身障害者等が、大阪市内で安心して施設・事業所を利用しながら日々の生活を過ごせるとともに、受入施設・事業所においても安定した運営ができるため、保険料の増額分を大阪市が補填することや損害賠償が可能となる報酬の上乗せを実施していただきたい。

7 業務効率化に向けたＩＣＴやＡＩ導入に伴う補助金等の措置ならびに各種

書類の電子提出の実現について

新卒や中途採用の人材確保が難しい状況が続いているが、今後もさらなる人材不足が懸念される要因の一つとして、施設・事業所における日々の支援業務や事務処理等の負担が考えられることから、支援に関するＩＣＴ等の導入や、ＡＩ等の活用により業務負担を軽減することが人材確保の強みにもなる。

そこで、人材不足を解消する手段としてＩＣＴ導入やＡＩ導入に伴う補助金等の措置を検討していただきたい。

また、区役所に窓口提出する各種書類は、混雑している時は長時間かかることや他区への書類については移動時間がかかるのも負担が大きいことから、業務負担を軽減することに加え、簡素化・簡略化する一環として、導入したＩＣＴ・ＡＩを活用した電子提出の運用を検討していただきたい。

8 入所施設における高齢化に伴う補助金等について

入所施設では、障がい特性上のために介護保険施設を利用せずに、障がいの入所施設を継続して生活している利用者も多いが、高齢に伴い予防的な健康管理の支援が必要となり、運動する機会の支援や健康診断における追加項目も増えてきているのが現状である。

また、転倒リスクを軽減するための入所施設バリアフリー化や、車椅子での対応が可能な環境に改装する必要もあり、これらに伴う施設の負担が多くなることから、補助金等の対応が可能になるよう検討していただきたい。

9 防災用品や感染対策物品等の補助について

施設・事業所では、防災用品や感染対策物品を備蓄しているが、状況によっては地域住民にも活用することから、一度限りや数年に一度の補助ではなく、利用者・入所者に加え地域住民に対して安定して支援できる施設・事業所の運営ができるよう補助を実施する制度を構築していただきたい。

10 前年度までに要望した項目の経過及び進捗状況について

令和5年度・令和6年度・令和7年度の予算要望において、当協議会より大阪市に要望した項目のうち、国や大阪府等に対して必要な対応・要望等すると回答されていた項目の、その後の経過や進捗状況等について教えていただきたい。

令和7年度予算要望より

- ・児童発達支援の代替支援としてのリモート支援（オンライン保育）の算定について
- ・障がい児入所施設に入所する児童の携帯電話等の通信料について
- ・障がい児入所施設の実態把握について
- ・サービス管理責任者更新研修の要件緩和ならびに相談支援従事者研修・強度行動障がい支援者養成研修の定員拡大について
- ・入所施設利用者の高齢化・重度化に伴う職員体制及び通院対応について
- ・グループホームにおける通院等介助について

令和6年度予算要望より

- ・サービス管理責任者の実践研修の要件の緩和について
- ・地域の保育所等における障がい児（医療的ケア児含む）の受入れについて
- ・措置解除の事由に係る就職支援費（加算費）支給の有無について
- ・措置停止による受診券の利用停止について
- ・産休等代替職員補助金の対象施設拡大について

令和5年度予算要望より

- ・提出書類の簡素化・簡略化について
- ・障害児入所施設の職員配置の3対1について
- ・被虐待児受入加算の期限の延長（1年間で3年間に）について
- ・障害児入所施設の実態に見合った支給について
- ・大阪市内の保育所等で働く保育士を支援する各種事業の対象拡大について